

# 働き方改革の実現に向けた取組事項の詳細

## 1 県内の労使団体への協力要請

滋賀労働局長及び滋賀労働局労働基準部長が、県内の事業主団体や労働団体を訪問し、傘下企業等に対する働き方改革への取組の要請、滋賀労働局働き方改革推進本部の設置や厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」(以下「ポータルサイト」)の周知等に対する協力要請を行い、「働き方改革」に向けた気運の醸成に努めます。

## 2 県内の企業トップへの働きかけ

「働き方改革」の実現には、企業トップの発意による自主的な取組が不可欠であることから、上記1の取組と併せ、県内に本社機能を有し県内の経済社会に大きな影響力のある主要な企業のトップ等経営者を計画的に訪問し、各企業の実情に応じた所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しに取り組むよう働きかけを行います。

その際、企業が働き方の見直しを行うに当たって、参考となる好事例・ノウハウや支援措置など必要な情報を提供するとともに、他の企業にとって参考となる先進的な取組事例や好事例等を収集します。

## 3 滋賀県等の連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成

滋賀県、県内の市町村、事業主団体等と連携し、例えば、地方自治体等と地域レベルでの年次有給休暇の取得促進に向けた取組や、働き方・休み方の見直しに向けた周知広報に係る取組を協働で行い、働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成を図ることにより、雇用の質を重視した職場づくりを推進します。

## 4 企業の取組事例を労働局のホームページ等で紹介

上記2の訪問企業における取組内容等について、企業の実情を把握し、滋賀労働局のホームページや厚生労働省のポータルサイトに掲載し紹介するなど情報発信に努めます。

また、既に所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に積極的に取り組んでいる企業についても、滋賀労働局に配置している働き方・休み方改善コンサルタント等が企業訪問により情報収集し、企業の実情を把握した上で、滋賀労働局のホームページや厚生労働省のポータルサイトに掲載します。